

業務部速報

No. 56

発行 17. 1. 16

JR東労組 業務部

第1回交渉

申11号

「土木・建築部門における一部業務の見直しについて」に関する申し入れ

1. 今施策の実施にあたっては、検査、工事に関する技術力と安全性を低下させないこと。また、発生する要員効果は、技術継承・技能伝承のためにJR直轄で運用すること。

組合 ・今回の施策に関わらず、安全のレベルや、技術力が落ちてはならない。
・直轄で手を動かす部分が減っても、技術力が落ちないとする根拠は何か？
・直轄作業が減り、また現地現物でモノに触らないで本当に技術力が維持できるのか現場は不安。

会社 ・安全安定輸送の確保と技術力の維持向上は大前提で認識は一致する。
・設備の維持管理に求められる「判断力」向上のため業務を集中特化し社員の技術力を高めていく。
・目的を持って現場に行くことで、より集中し濃密に現場に触れるなどの取り組みを始めている。

組合 ・議論してから現場に行くなど、理想はいいが、現場にそんな余裕はない。
・しっかりやるためには一定程度の要員が必要。
・要員がいれば、今回外注しようとしている作業や設計も直轄でできる。

会社 ・限られた時間の中での的を絞っていくというのが大事。

組合 ・今回の施策で要員効果はどのくらいあるのか？
・また受け皿となるP社の要員は大丈夫か？

会社 ・あくまで規模感だが1割程度。支社により現体制にも差があり、一律どのくらいとは言えない。

・P社には仕事がしっかり出来るようお願いしていく。今回の施策のための出向は発生しない。

**安全輸送の確保と技術力の維持向上を確認。
またP社の体制と、今施策で出向が発生しないことを確認!!**

2. 部外能力活用や見積査定業務の簡略化については、一部はJR直轄で従来通り行うこと。また、法令への適合性を確認・判断する業務はJR直轄が行うこと。

組合 ・建築の部外能力活用のねらいと効果は？
・本体の繁忙期はP社も忙しいのでは？

会社 ・今後大規模工事が輻輳する際のピークカットを行いたい。忙しくないときは直轄を基本と考えている。

・ただ、P社が持つ専門知識を活用した方がいい件名などにも間口を広げておきたい。
・P社にとっては前広に計画を立てられるというメリットもあり、平準化は各支社に指導していく。

組合 ・建築では歯止めを掛けないとどんどん外注に傾く、標準的な考え方を示すこと。

会社 ・実施時までにはマニュアル等に盛り込んでいく。技セ当たり10件は査定したい。

組合 ・土木の部外能力活用のねらいと効果は？
・同じくP社の体制は？

会社 ・計画段階では予算要求の精度を上げ、発注時の予算のプレを抑え、手戻りを防ぐ。

・計画段階に適用する件名は限定されるので、P社の大きな負担になることはないと考えている。

**生み出される時間と余裕は技術力維持向上に向けたことを確認!
建築における査定簡略化において2割程度は従来通り査定することを確認!**

設備21で目指した「現場で技術継承出来る体制」を確立しよう!

次回交渉は 1月19日 第3項から再開します